

プリン長岡使用規則

1 使用日時

原則として、平日の午前9時から午後5時までとし、使用期間については、機構と協議のうえ他の使用希望者との調整を行い決定する。

なお、開館時間外及び休館日の使用については、ながおか・若者・しごと機構（以下「機構」）とあらかじめ協議のうえ、許可を受けなければならない。

2 使用目的

機構の設立趣旨や目的に沿った活動内容とする。

ただし、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設又は付属設備を破損し又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (3) その他、管理運営上支障があると認められたとき

3 使用者の規定

制限なし。ただし、若者の使用を優先する。

4 使用料金

無料

5 使用の手続き

- (1) 使用を希望する者は、使用日希望日の2か月前の日が属する月の1日から概ね2週間前までに機構へ連絡のうえ日程を調整する。
- (2) 使用を希望する者は、使用日までに「プリン長岡使用申込書」を記入し、機構に提出する。
- (3) キッチンの使用にあたっては、「プリン長岡使用申込書」により機構に申請し、許可を受けることとする。
- (4) 調理をする者は、検便を実施し、「検査結果報告書」を機構に提出することとする。なお、既に検査結果報告書を有している場合（有効期限は検査日から1年以内）は、その写しを提出することとする。
- (5) 機構は、申込書受領後、速やかに審査を行い、使用を許可する場合は「プリン長岡使用許可書」を交付し、許可しない場合はその旨を申請者に通知する。
- (6) プリン長岡の使用を許可された者は、機構に「プリン長岡鍵借用申請書」を提出し、施設の鍵の貸与を受ける。
- (7) プリン長岡を使用した者は、使用后、速やかに「プリン長岡使用報告書」を機構に提出するとともに施設の鍵を返却する。

6 使用上の注意

- (1) 使用者は、施設等の使用后、衛生面に配慮し、清掃及び整理整頓を行ない、原状に復さなければならない。また、生ごみを含む一切のごみ、空き缶、配布資料等の残材は使用者が持ち帰り、施設的美観保護に努めることとする。
- (2) 機構は、加入した損害賠償保険の範囲（キッチンの使用に伴う傷害・食中毒・火傷等）でプリン長岡での事故等に対し責任を負い、その他は責任を負わない。
- (3) 使用者が、施設もしくは付属設備を破損し又は滅失させたときは、使用者がこれを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 食器等を使用する場合は、使い捨て容器の使用に限る。

7 禁止行為

- (1) キッチン以外での火器使用
- (2) 喫煙
- (3) ペット（盲導犬を除く）の持込み
- (4) 許可がない物品の販売や展示、壁や柱あるいは扉への貼り紙、釘打ち
- (5) 使用の承認を受けた施設以外の場所への立ち入り
- (6) 著しい騒音を発生させる行為

8 その他

この規則に定めのない事項については、随時協議して定めることとする。

お問い合わせ先

ながおか・若者・しごと機構

〒940-0062 長岡市大手通2丁目4番地4

電話：0258-86-6008

メール：wakamonokikou@city.nagaoka.lg.jp